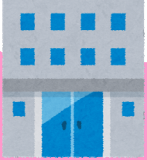


しょうがいしゃそうだんしえん せつめい 障害者相談支援のことばの説明

していとくていそうだんしえんじぎょうしょ 指定特定相談支援事業所

市町村から指定を受けた特定相談支援事業所は、障害者自身や家族、地域の方、関係者からの相談をうけます。その上で、必要があれば、福祉サービスを使う計画と一緒に考えてすすめていきます。



サービス等利用計画案

相談を受けた指定特定相談支援事業所は、障害者が地域の中でその人らしい生活をしていくために必要な福祉サービス

- ・家でのことや外でのことを手伝ってもらうヘルパー
- ・手伝ってもらいながら住むところ
- ・日中どこかに行って活動や仕事をすること
- ・就労のための練習をすること など

を、障害者自身やその家族とともに考えます。そして、その福祉サービスを使う計画を作ります。その計画を「サービス等利用計画案」といいます。

サービス等利用計画

サービス担当者会議の結果から、先に作ったサービス等利用計画案をどのように実施していくか具体的にした計画を、「サービス等利用計画」といいます。計画は、障害者自身や提供する福祉サービス事業所、市役所にお渡しします。



モニタリング

計画どおりに福祉サービスが使えているかどうかを確認することを、モニタリングといいます。利用中の計画に変更の希望や必要があれば、新しいサービス等利用計画案を作ります。

相談そのものにはお金はいりません。ただし、市外への訪問や同行などでかかる交通費などが、必要なこともあります。詳しくは、相談して計画を作るときに、事業所が説明します。

でかかる交通費などが、必要なこともあります。詳しくは、相談して計画を作るときに、事業所が説明します。

そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員

経験があって研修を受けた相談担当者で、指定特定相談支援事業所に必ず一人はいます。直接相談にのったり、計画を作ったり、他の事業所と連絡や連携をとったりします。別の職員が行うこともありますが、必ず相談支援専門員の指導や指示、助言などにより、仕事をしています。



しきゅうけつてい 支給決定

市役所が「それでいきましょう」と許可(支給決定)すれば、障害者は計画された福祉サービスが使えます。



サービス担当者会議

支給決定が出れば、会議をします。その会議には、障害者自身や家族、計画案を作った指定特定相談支援事業所と利用予定の福祉サービスを提供する事業所の担当者が集まります。ここでは、具体的なサービス利用にむけた話し合いをします。

